

鳥栖市議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥栖市議会基本条例（平成23年条例第13号）第8条第4項及び第10条の規定に基づき、議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法等)

第2条 報告会は、必要に応じて実施し、第5条で定める班を単位として行うものとする。

(実施内容)

第3条 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1)定例会及び臨時会の概要報告
- (2)市民との意見交換
- (3)その他議長が必要と思われる事項

(広報広聴委員会)

第4条 広報広聴委員会（以下「委員会」という。）は、議員の意見を聞いて次のことを行う。

- (1)開催日程の決定
- (2)テーマの選択
- (3)共通の資料等の作成
- (4)実施後の報告書の取りまとめ、意見等の整理
- (5)その他、報告会の運営に関するこ

(班の編成及び構成)

第5条 報告会は、議員7人から11人で構成する班（以下「班」という。）ごとに行い、2班または3班編成とする。ただし議長は班に所属しない。

- 2 班編成は、期別、常任委員会を考慮し、委員会において決定し、議会運営委員会に報告する。
- 3 班には、班長、副班長、司会、報告者を置き、各班で互選する。

(構成員の役割)

第6条 報告会において班の構成員の役割は、次の各号に掲げる事項とする。ただし主な役割は兼務することができる。

(1)主な役割

- ア 班長 班を統括する
- イ 副班長 班長を補佐する
- ウ 司会 進行を行う
- エ 報告者 報告を行う
- オ 記録者 記録を行う

(2)答弁は全員が協力して行う

(3)会場設営は班全員で行う

(市民への周知)

第7条 市民への周知を図るため、開催日時及び会場を「市報」、「市議会だより」、「議会ホームページ」等に掲載する。

(次第等)

第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1)開会あいさつ（趣旨説明）
- (2)出席議員紹介
- (3)議会報告（班の報告者、原則として常任委員会委員長または副委員長）
- (4)議会報告に関する質疑応答
- (5)市民との意見交換
- (6)閉会あいさつ

(資料)

第9条 報告会で配布する資料は、共通のものとし、他に必要がある場合には、各班において適宜準備する。

(記録)

第10条 報告会の記録は、記録者において別記様式による議会報告会実施報告書（以下「報告書」という。）に、要点記録する。

(報告書等)

第11条 班長は、報告会終了後に結果報告を前条に規定する報告書により委員会を経て議長に報告する。

- 2 議長は、報告会で出された意見、提言等のうち、議会活動に対するものは議会改革検討会、市政に対するものは所管の常任委員会において協議することにより対処するよう取り計らうものとする。
- 3 議長は、報告書及び前項の対処の結果について、議会ホームページ等に掲載し、広く市民に周知するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、報告会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

別記様式（第10条関係）

議会報告会実施報告書

開催日時	
開催場所	
出席議員	班 長
	司 会 者
	報 告 者
	記 録 者
参加人数	
報告及び 意見交換の 内 容	<p>【議会報告】</p> <p>【市民との意見交換】</p>
主な意見 ・提言等	<p>○市政に対するもの 【総務文教常任委員会】</p> <p>【建設経済常任委員会】</p> <p>【厚生常任委員会】</p> <p>○議会に対するもの</p>

鳥栖市議会議長 様

鳥栖市議会報告会実施要綱第11条第1項の規定により提出します。

議会報告会

班長

印